

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館文献複写に関する取扱要項

令和4年3月25日
沖芸大要項第6号

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営規程（令和3年沖芸大規程第80号）第14条の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（以下「図書館」という。）が受託する文献の複写について必要な事項を定める。

(文献複写の範囲)

第2条 この要項で定める文献複写の範囲は、図書館が所蔵する資料及び大学図書館間における相互利用による現物貸借資料、図書館が行う各種ネットワークサービス利用資料の複写依頼を受託して行う文献複写とする。

(利用者)

第3条 前条の文献複写を利用できる者は、本学の教職員及び学生、その他館長の特別許可を得た者（以下「利用者」という。）を対象とする。

2 前項のほか、次号に該当する機関は、図書館へ文献複写の依頼を行うことができる。

(1) 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館相互貸借利用要項第1条の規定に定める相互利用サービスにより、図書館に文献複写を依頼する機関

(文献複写の目的)

第4条 第2条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とし、著作権法に定められた範囲で受託する。

(文献複写の手続)

第5条 文献複写の申し込みは、文献複写申込書（様式第1号）により行うものとする。ただし、第3条第2項第1号に該当する機関が行う文献複写依頼は、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムにより行うものとする。

(文献複写料金の納付)

第6条 利用者は、別表1に定める複写料金を負担しなければならない。ただし、本学の教職員はこの限りではない。

2 第3条第2項第1号に該当する機関が文献複写を利用する場合は、別表2に定める複写料金及びこれにかかる送料等を負担しなければならない。納付方法は、図書館が指定する方法によるものとする。

第7条 一旦納付した料金は還付しない。

第8条 この要項に定めるもののほか、文献複写に関して必要な事項は、館長が定める。

別表 1

	1枚あたりの金額
モノクロ	10円
カラー	50円

別表 2

	1枚あたりの金額
モノクロ	35円
カラー	75円

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この要項は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。